

公営企業会計決算審査（令和5年度分）実施計画

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定に基づき審査に付される令和5年度の公営企業会計決算（以下「決算」という。）について、以下のとおり審査を実施する。

1 審査の目的

愛知県監査委員監査基準第2条第1項第4号に規定する「決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であり、予算の執行又は事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われているか」について審査することを目的とする。

2 審査の対象

- (1) 県立病院事業会計
- (2) 水道事業会計
- (3) 工業用水道事業会計
- (4) 用地造成事業会計
- (5) 流域下水道事業会計

3 審査日程

原則として、審査に付された日から8月までに実施する。

4 審査実施方法

(1) 事務局職員による審査

事務局職員は、知事から提出された決算書及び決算付属書の内容を、各企業の管理者（管理者を置かない事業は、管理者の権限を行う知事。以下「管理者」という。）から提出された決算審査調書に基づき聴取するなどの方法により審査する。

なお、審査は、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして行うものとする。

(2) 監査委員による審査

監査委員は、知事から提出された決算書及び決算付属書の内容を、管理者から提出された決算審査調書に基づき聴取するなどの方法により審査し、委員協議会において、決算審査意見書を決定する。

なお、審査は、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして行うものとする。

5 審査の主な着眼点

審査に当たっては、主として次の点に留意し実施する。

- (1) 決算その他関係書類は、法令に適合し、かつ、正確であり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているか。
- (2) 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って、また、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。
- (3) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

6 審査意見書の提出

審査意見書は、審査終了後、速やかに知事へ提出する。

7 委任

その他審査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。